

改正障害者差別解消法に係る説明会

2023

11.20 げつ 月 15:30~17:30

きゅうしゅう おきなわ
九州・沖縄ブロック

ことかいについてこと くわ について さんよう
ブロック毎に開催日程が異なりますので、詳しくは日程をご参照ください

もうしこ しめきり
申込み〆切: **11.8** (水)

にってい
[日程]

<small>ほっかいどう とうほく</small> 北海道・東北 ...	<small>すい</small> 11/15 (水)	13:00 ~ 15:00
<small>かんとうこうしんえつ</small> 関東甲信越	<small>すい</small> 11/15 (水)	15:30 ~ 17:30
	<small>すい</small> 11/22 (水)	13:00 ~ 15:00
<small>とうかいほくりく</small> 東海北陸	<small>きん</small> 11/17 (金)	13:00 ~ 15:00
<small>きんき</small> 近畿	<small>きん</small> 11/17 (金)	15:30 ~ 17:30
	<small>げつ</small> 11/20 (月)	13:00 ~ 15:00
<small>ちゅうごくしこく</small> 中国四国	<small>すい</small> 11/22 (水)	15:30 ~ 17:30
<small>きゅうしゅう おきなわ</small> 九州・沖縄	<small>げつ</small> 11/20 (月)	15:30 ~ 17:30

れいわ ねん がつ にち かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう
令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

だんたい こじんじぎょうぬし ふく じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む か
これにより、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮*の提供が義務化されます。

かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう む じぎょうしゃ もと と く かんが かた つた
改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者に求められる取り組みや考え方などをお伝えいたします。

ごうりてきはいりよ しょうがい ひと しゃがい なか と のぞ なん たいおう ひつよう いし
※合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が
つた ふたん おも はんい たいおう もと
伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

ないよう ないかくふぎょうせいせつめい ないかくふ こうえん しつぎおうとう
[内容] 内閣府行政説明 / 内閣府アドバイザーの講演 / 質疑応答

かいさいほうほう かいさい ここ とう さんか
[開催方法] オンラインにて開催、個々のPC等からご参加ください。

もうしこみほうほう かき もうしこ
[申込方法] 下記QRコードよりお申込みください。

URLからもお申込み可能です。
<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDrHb16>

といあわ とうきょうと かぶしがいしゃ
[お問合せ] 東京都ビジネスサービス株式会社
TEL:03(6426)0440 MAIL:block-kensyukai@tokyotobs.co.jp

しゅさい ない かく ふ
[主催] 内閣府

